

議案第12号

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2）の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項第3号中「専属して」を削る。

第8条第1項中「次」を「別表第1」に改め、同項各号を削る。

第8条の2第1項中「次に」を「別表第2に」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「別表第2」に、「同項」を「同表」に改め、同項第1号中「前項第1号から第4号まで」を「別表第2の1の項から4の項まで」に、「当該各号」を「当該各項」に改め、同項第2号中「前項第5号又は第6号」を「別表第2の5の項及び6の項」に、「当該各号」を「当該各項」に改める。

第8条の3第1項中「次」を「別表第3」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「同項各号」を「別表第3」に改める。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第8条関係）

項	物質又は項目	水質の基準	
1	温度	45度未満	
2	水素イオン濃度	水素指数 5を超え9未満	
3	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
		動植物油脂類含有量	1リットルにつき30ミリグラム以下
4	よう素消費量	1リットルにつき220ミリグラム未満	

別表第2（第8条の2関係）

項	物質	水質の基準
---	----	-------

1	水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満	
2	生物化学的酸素要求量	1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満	
3	浮遊物質量	1 リットルにつき 600 ミリグラム未満	
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
		動植物油脂類含有量	1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
5	窒素含有量	1 リットルにつき 240 ミリグラム未満	
6	りん含有量	1 リットルにつき 32 ミリグラム未満	

別表第 3 (第 8 条の 3 関係)

項	物質又は項目	水質の基準	
1	政令第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質	それぞれ政令第 9 条の 4 第 1 項各号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合には、同項に規定する基準に係る数値	
2	温度	45 度未満	
3	水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満	
4	生物化学的酸素要求量	1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満	
5	浮遊物質量	1 リットルにつき 600 ミリグラム未満	
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
		動植物油脂類含有量	1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
7	窒素含有量	1 リットルにつき 24	

		0ミリグラム未満
8	りん含有量	1リットルにつき32 ミリグラム未満
9	前各項に掲げる物質又は項目 以外の物質又は項目で条例に より当該公共下水道（当該公 共下水道が法第6条第5号に 規定する流域関連公共下水道 である場合には当該公共下水 道が接続する流域下水道）か らの放流水に関する排水基準 が定められたもの（4の項に 掲げる項目に類似する項目及 び大腸菌群数を除く。）	当該排水基準に係る数 値

第2条 佐倉市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表第3の9の項中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。